

伊上海浜公園オートキャンプ場

指定管理者募集要項

長門市経済観光部観光政策課

令和2年9月

伊上海浜公園オートキャンプ場指定管理者募集要項

伊上海浜公園オートキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）については、長門市伊上海浜公園オートキャンプ場条例の規定に基づき、下記のとおりキャンプ場の管理を行う指定管理者を募集します。

1 施設の概要

- | | | |
|---------|-----------------|---------------------------|
| (1) 名 称 | 伊上海浜公園オートキャンプ場 | |
| (2) 所在地 | 長門市油谷伊上2403番地8 | |
| (3) 規 模 | 土地面積 | : 12,414.90m ² |
| | 建物管理棟木造平屋建て | : 243.52m ² |
| | ポニーベイシーカヤックセンター | : 147.46m ² |
| | あすまや | : 5.76m ² |
| | トイレ | : 12.46m ² |
| (4) 用 途 | | |
| | オートサイト | 20区画 |
| | テントサイト | 16区画 |

2 指定管理者の業務内容（詳細は別紙仕様書のとおり）

指定管理者は、次の事業を行うこととします。

詳細は、別に定める「伊上海浜公園オートキャンプ場指定管理者仕様書」に従い実施することとします。

- (1) 施設の管理運営に関すること。
- (2) 施設の運営上必要と認められる事業の実施に関すること。
- (3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業。

※ 上記業務の実施に関して、サービスの向上、業務の効率化、地域の活性化につながる積極的な提案をお願いします。

3 指定期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

- ・この期間は議会での議決により決定します。
- ・管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者を解除することがあります。

4 管理に要する経費等

(1) 利用料金

- ① キャンプ場は、利用料金制を採用しますので、指定管理者は、利用料金を自らの収入として収受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとしてします。
- ② 利用料金の額は、長門市伊上海浜公園オートキャンプ場条例第7条第2項の規定に基づき、指定管理者が長門市長の承認を受けて設定するものとしてします。
- ③ 指定管理者は、長門市が予め示す基準によるもののほか、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、長門市と協議の上、利用料金を減額し、又は免除することができます。

(2) 指定管理料

- ① 利用料金収入のほかに、施設の管理運営に要する経費に充てるため、長門市は指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を上限として指定管理料（委託料）を支う予定です。

指定管理料上限額（3年間）	4,800,000 円
（消費税及び地方消費税を含む）	

- ② 指定管理料の額は、指定管理者の業務にかかる経費の支出見込額から利用料金等の収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、長門市と指定管理者の2者で締結する協定において定めます。

指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変更等を踏まえ、毎年度「年度協定」を締結して定めるものとしてします。

- ③ 指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として増額しません。また今回の指定期間中に、指定管理者の経営努力により生じた利益については、原則として指定管理者の利益としてします。
- ④ 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。支払いの時期、方法については別途協定において定めます。

(4) 経理及び管理口座

指定管理者の業務に係る経費及び収入は、他事業に係るものと区分して経理するとともに、専用の口座で管理してください。

5 応募者の資格要件

応募者は、長門市内に事業所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限り、団体については、株式会社、任意団体等の組織形態を問いませんが、個人は申請資格を有しません。

- (1) 団体（法人格のない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定するものでないこと。
 - ② 所得税又は法人税、山口県税及び長門市税を滞納していないこと。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更正又は再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。
- (3) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同法第166条の2項及び第168条第7項において準用する場合を含む）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるものを構成員とするものでないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団員の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。
- (6) 共同体においては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

6 募集スケジュール

- (1) 募集要項等の配布 令和2年9月11日（火）～10月2日（金）
- (2) 公募説明会・現地説明会の開催 令和2年9月17日（木）10:00
- (3) 質問書の受付 令和2年9月18日（金）～24日（木）
- (4) 応募書類の受付 令和2年9月28日（月）～10月2日（金）
- (5) 選定委員会ヒアリング及び審査 令和2年10月下旬（別途通知します）
- (6) 審査結果の通知 令和2年10月下旬
- (7) 指定管理者の市議会による議決 令和2年12月
- (9) 指定管理者との協定締結 令和3年4月1日

(10) 業務開始

令和3年4月1日

7 応募手続き

(1) 募集要項等の配布

- ① 場 所 : 長門市役所経済観光部観光政策課
- ② 期 間 : 令和2年9月11日(火)～令和2年10月2日(金)
(土・日・祝日は除く)
- ③ 時 間 : 午前9時～午後5時(ただし、12:00～13:00 は除きます。)

(2) 公募説明会及び現地見学会の開催

参加を希望する団体は、令和2年9月14日(月)までに説明会参加申込書(様式1)を長門市役所観光政策課に提出してください。

8 申請

(1) 申請書類 各2部

- ① 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支予算書(様式第3号)
- ④ 誓約書(様式第4号)
- ⑤ 指定の申請を行う団体(以下「申請団体」という。)の定款、寄付行為及び登記事項証明書(法人格のない団体にあってはそれに準ずる書類)
- ⑥ 申請団体の概要が分かる資料
- ⑦ 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の事業報告又はこれに類する書類
- ⑧ 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれに類する書類
- ⑨ 役員名簿
- ⑩ 納税証明書

ア 法人にあっては、次に掲げる書類

- ・国税(法人税、消費税及び地方消費税)納税証明書
- ・山口県税納税証明書(全項目)
- ・長門市税納税証明書(全項目)

イ 法人格のない団体にあっては、代表者の次に掲げる書類

- ・国税(所得税、消費税及び地方消費税)納税証明書
- ・山口県税納税証明書(全項目)
- ・長門市税納税証明書(全項目)

(2) 申請先等

提出場所 : 長門市役所経済観光部観光政策課へ直接持参

提出期限 : 令和2年10月2日(金) 午後5時00分まで

8 応募に関する留意事項

- (1) 申請書は1団体につき1つとします。
- (2) 提出書類は、A4版で提出してください。
- (3) 応募の際に要する費用は、応募者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。なお、指定管理者の指定について、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、応募者が準備のため支出した費用については補償しません。
- (4) 提出された書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。ただし、この書類は、長門市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。
- (5) 市が公表した文書を除き、申請書類作成等のため市が配布した資料を公表することはできません。
- (6) 提出された書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは失格とします。
- (7) 提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製することがあります。
- (8) 受付期間後における応募書類の再提出及び差し替えは認めません。

9 審査方法

(1) 選定委員会による審査

指定管理者選定委員会を設置し応募者から提出された事業計画書等の審査を行います。

審査にあたっては提出された事業計画を基にヒアリングを実施した上で、協議検討を行います。

※審査結果については、長門市のホームページで公表します。

10 審査基準

指定管理者の選定は事業計画書等の内容により、次の事項を総合的に考慮して判断します。

- (1) 事業計画が施設の設置目的を達成するにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が施設の効用を最大限発揮するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理業務を適切且つ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

11 指定管理者の指定

令和2年12月議会の議決を得て指定を行う予定です。

12 指定管理者との協定の締結

令和3年3月に市と指定管理者で協議を行い4月1日付けで締結します。

13 業務の引継ぎ

指定管理者の指定後、3月31日までの間で引継ぎを行います。

14 業務開始

令和3年 4月 1日